

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年7月2日
【会社名】	川崎汽船株式会社
【英訳名】	Kawasaki Kisen Kaisha, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 朝倉 次郎
【本店の所在の場所】	神戸市中央区海岸通8番
【電話番号】	078(325)8727 (ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	神戸総務グループ長 田辺 賢洋
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
【電話番号】	03(3595)5637 (ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	経理グループ長 坂本 隆道
【縦覧に供する場所】	川崎汽船株式会社本社 (東京都千代田区内幸町二丁目1番1号) 川崎汽船株式会社名古屋支店 (名古屋市中村区那古野一丁目47番1号) 川崎汽船株式会社関西支店 (神戸市中央区栄町通一丁目2番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【提出理由】

当社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

平成24年6月30日

(2) 当該事象の内容

当社が保有する時価のある有価証券（「その他有価証券」に区分される投資有価証券）のうち、時価が著しく下落したのものについて、減損処理による評価損を計上する必要が生じたものであります。

なお、四半期会計期間末における投資有価証券の減損処理につきましては、四半期洗替え方式を採用しているため、平成25年3月期第2四半期、第3四半期及び平成25年3月期の各期末の時価により、特別損失の計上額が変動する場合、もしくは特別損失を計上しない場合があります。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

平成25年3月期第1四半期累計期間において、下記のとおり特別損失として、評価損総額15,874百万円（連結）、15,843百万円（個別）を計上する予定であります。

（連結）

投資有価証券評価損 15,874百万円

（個別）

投資有価証券評価損 15,843百万円

以上